

## 中区3障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会規約

### （目的）

- 第1条 この規約は、中区内に中区3障害一体サービス提供施設（仮称）を建設することを目的として設置される中区3障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 中区3障害一体サービス提供施設（仮称）は、社会福祉法人型障害者地域活動ホーム（以下「地域活動ホーム」という。）及び生活支援センターとして整備する。

### （組織）

第2条 この委員会の委員は概ね30人以内とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域活動ホーム設置運営主体代表（法人決定後に就任）
  - (2) 生活支援センター運営主体代表（法人決定後に就任）
  - (3) 障害福祉施設・教育機関等代表
  - (4) 保健・医療機関代表
  - (5) 地域障害者団体代表
  - (6) 地域住民代表
  - (7) 地域ボランティア団体代表
  - (8) 民生委員代表
  - (9) 区社会福祉協議会役職員
  - (10) 行政職員
  - (11) その他
- 2 前項第1号の地域活動ホーム設置運営主体とは、次条の規定により委員会に評価・選定され、健康福祉局で決定した社会福祉法人とする。
- 3 第1項第2号の生活支援センター運営主体とは、市長が指定管理者として指定した法人とする。
- 4 第1項に掲げる委員の他に、委員会に必要に応じて顧問を置くことができる。

### （委員会の業務）

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域活動ホームの設置運営主体となる社会福祉法人等の評価・選定に関すること。
  - (2) 中区3障害一体サービス提供施設（仮称）の事業内容及び設計等基本計画に関すること。
  - (3) 施設整備に要する資金の収集活動等を通じて、地域における障害福祉の理解を促進すること。
  - (4) 中区3障害一体サービス提供施設（仮称）運営委員会の設置に関すること。
  - (5) その他
- 2 委員会が収集した資金は、地域活動ホームの整備資金等に充てるため地域活動ホーム設置運

営主体に寄附するものとする。

(部会)

第4条 前条に規定する業務を行うため、委員会に次に掲げる部会を設置する。

- (1) 地域活動ホーム設置運営法人評価部会
- (2) 事業検討部会
- (3) 広報・資金収集部会

2 各部会は、建設委員会委員及びその他の専門的な知識を有する者で構成する。

3 各部会には、互選により選任された正副部会長を置く。

4 事業検討部会には、特定の事項について検討するため、必要に応じて分科会を設けることができる。

5 その他、部会についての必要な事項は部会長が定める。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 3人
- (3) 会計 2人
- (4) 監事 2人

2 役員の選任は、委員の互選とする。

(役員職務)

第6条 委員長は委員会を代表するとともに、議事を進行し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、委員会の経理をつかさどる。

4 監事は、会計事務を監査する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(解散及び委員の任期)

第8条 委員会は、中区3障害一体サービス提供施設(仮称)運営委員会(中区社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営委員会を兼ねる。)が発足し、運営委員会に事務の引き継ぎを完了したときをもって解散する。

2 委員の任期は、委員会の設立から解散までの間とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、次により構成する。

- (1) 地域活動ホーム設置運営主体
- (2) 生活支援センター運営主体
- (3) 中区福祉保健課及び高齢・障害支援課
- (4) 健康福祉局障害企画課及び障害支援課

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

(附則)

この規約は、平成20年12月18日から施行する。

(附則)

この規約は、平成23年6月6日から施行する。

中区3障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会名簿

【委員】

（平成23年度）

名 前	所 属	役 職
荒井 政明	ワシン坂病院長	
有波 良枝	中区女性団体連絡協議会会長	
池田 信義	中区障害者団体連絡会副会長（中区視覚障害者福祉協会会長）	副委員長
遠藤 実	中区福祉保健センター担当部長	
柏木 彰	中区地域精神保健家族会「みなと会」会長	
金子 豊	中区社会福祉協議会会長、中区連合町内会会長連絡協議会副会長	副委員長
佐々木 茂雄	中区ボランティア連絡会会長	
佐藤 克也	横浜市中部地域療育センター福祉相談室長	
佐藤 真理子	寿地区民生委員児童委員協議会会長	
篠塚 瑛	中区連合町内会会長連絡協議会監事、新本牧地区連合町内会会長	監事
島本 洋一	中区社会福祉協議会事務局長	会計
鈴木 万紀子	NAPAS（ナパス～中区親の会）	
高田 信二	中区民生委員児童委員協議会会長	副委員長
高梨 佐和子	中区民生委員児童委員協議会副会長	
高山 健	中区障害者団体連絡会理事（オリブ工房施設長）	会計
内藤 真起子	中区障がい者生活支援スペース「ぼ〜と」	
平山 正晴	中区連合町内会会長連絡協議会会長	委員長
程島 正雄	第2地区民生委員児童委員協議会会長、新山下一丁目自治会会長	
松井 務	聖坂養護学校長	監事
松澤 秀夫	第2地区連合町内会会長、ベイサイド新山下自治会会長	
室津 滋樹	社会福祉法人よこはま障害者サポート協会設立準備会（※1）	
持松 泰彦	横浜市立みなと赤十字病院医療社会事業部長	
渡部 専枝郎	社会福祉法人よこはま障害者サポート協会設立準備会（※1）	
	生活支援センター運営団体（選定後参加）	

※1 平成23年10月4日付で法人設立し、現在の法人名は、「社会福祉法人みはらし」となっています。

【顧問】

名 前	所 属
牧野 孝一	中区長
向山 秀樹	中区医師会長
山田 五男	元建設委員会委員長